

情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 情報通信基盤災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、東日本大震災に対処するため、情報通信基盤が被害を受けた地域の地方公共団体又はその連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した複数の地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、情報通信基盤災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）に要する経費の一部について補助金を交付することにより、被害を受けた地域の情報通信基盤の復旧を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、復旧事業とは、東日本大震災により被害を受けた地域の情報通信基盤の復旧を図るために必要となる施設又は設備の設置の事業をいう。

2 復旧事業は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体若しくはその連携主体（以下「特定被災地方公共団体等」という。）が行うこととする。

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる額について、予算の範囲内において対象となる特定被災地方公共団体等に補助金を交付する。

区 分	額
電気通信格差是正事業費補助金で整備した事業のうち、新世代地域ケーブルテレビ施	補助対象経費の3分の1に相当する額

設整備事業で整備したもの（地方公共団体又はその連携主体が整備したものを除く）	
上記以外で地方公共団体又はその連携主体が整備したもの	補助対象経費の3分の2に相当する額

2 算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第6条 特定被災地方公共団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（復旧計画の策定）

第7条 この補助金を受けようとする特定被災地方公共団体等は、次に掲げる事項を記載した復旧計画を作成し、大臣へ提出しなければならない。

一 復旧計画の対象地域

二 復旧計画期間

三 復旧計画の目標

四 対象地域における復旧方針

五 目標を達成するために必要な復旧事業

六 復旧事業の総事業費

七 関連事業（復旧計画の目標の達成を図るため、復旧事業に関連して実施される復旧事業以外の事業等をいう。）

八 復旧計画の評価に関する事項

九 その他必要な事項

2 大臣は、特定被災地方公共団体等の長から前項の規定に基づく復旧計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する補助金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該特定被災地方公共団体等に対し通知する。

3 前2項の規定は、復旧計画を変更する場合に準用する。

（復旧計画の事後評価）

第8条 特定被災地方公共団体等は、復旧事業の終了後に、復旧計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、大臣に報告をしなければならない。

2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、特定被災地方公共団体等に対し、必要な助言をすることができる。

(交付決定の通知)

第9条 大臣は、第6条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 大臣は、第6条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた特定被災地方公共団体等（以下「復旧事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 復旧事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第11条 復旧事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 復旧事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 復旧事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 復旧事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、復旧事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な復旧事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 復旧事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 復旧事業者は、復旧事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第12条 復旧事業者は、復旧事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は復旧事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 復旧事業者は、復旧事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 復旧事業者は、復旧事業が完了したとき（復旧事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第8号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 復旧事業者は、復旧事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 復旧事業者は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る復旧事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により復旧事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、復旧事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 復旧事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 大臣は、第11条第2項の復旧事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 復旧事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 復旧事業者が、補助金を復旧事業以外の用途に使用した場合
- (3) 復旧事業者が、復旧事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、復旧事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 復旧事業者は、復旧事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(復旧事業の経理)

- 第19条 復旧事業者は、復旧事業の経理について復旧事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を復旧事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第20条 特定被災地方公共団体等は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。))。
- 2 大臣は、特定被災地方公共団体等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 特定被災地方公共団体等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

- 第21条 前条第1項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分(取得価格が単価50万円以上のものに限る。)であって復旧事業者が様式第12号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。
- 2 復旧事業者が取得した土地については、前項による財産処分のほか、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信所用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(収益納付)

- 第22条 大臣は、復旧事業者に、復旧事業によって整備した施設の貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

（書類の提出）

- 第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該特定被災地方公共団体等の所在地を管轄区域とする各総合通信局長を経由して、大臣に提出するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第24条 補助金の交付を受けようとする者又は復旧事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付の申請、第7条第1項の規定に基づく復旧計画の提出、第8条第1項の規定に基づく復旧計画の事後評価の報告、第10条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項及び第2項の規定に基づく変更等の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項及び第2項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第20条第1項の規定に基づく財産処分の申請又は第21条第1項の規定に基づく財産処分の届出（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。
- 2 前項の規定により行われる交付申請等の場合において、第23条中「正本1通に副本を1通添えて」とあるのは、「1通を」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による通知等）

- 第25条 大臣は、交付申請等に係る第7条第2項の規定に基づく通知、第9条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、同条第2項の規定に基づく承認、第12条の規定に基づく指示、第14条第1項の規定に基づく承認、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項に基づく返還命令、第17条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく承認又は第22条第1項の規定に基づく納付命令（以下「通知等」という。）については、第6条第1項の規定による交付申請書を提出した申請者又は復旧事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により行うことができる。

（その他必要な事項）

- 第26条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年１２月１９日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年５月２４日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年２月２５日から施行する。

別表

区 分	内 容
1 本体メニュー 東日本大震災により被害を受けた地域の情報通信基盤の復旧事業のために必要な施設又は設備であって、復旧事業を実施する上で中核となるものの設置に要する経費	(1) 施設・設備費 ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費 （ア）鉄塔 （イ）衛星地球局 （ウ）受信アンテナ施設 （エ）ヘッドエンド装置 （オ）デジタル加入者回線多重化装置 （カ）光電変換装置 （キ）光成端架 （ク）線路設備（中継装置及び分岐装置を含む。） （ケ）無線アクセス装置 イ 附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

2 附帯メニュー 1 の施設又は設備に付随して効用を発揮する施設又は設備の設置に要する費用	(1) 施設・設備費 ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費 （ア）センター施設 （イ）局舎施設 （ウ）外構施設 （エ）電源供給施設 （オ）スタジオ施設 （カ）映像ライブラリー装置 （キ）送受信装置 （ク）構内伝送路 （ケ）双方向画像伝送装置 （コ）管理測定装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
---	--

情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 交付の申請について

- (1) 交付要綱第2条の「被害を受けた地域の情報通信基盤の復旧」は、従前の情報通信格差是正事業費補助金、地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付の目的である地域の情報格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るための施設又は設備の復旧であり、地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し整備中のもので完成前に東日本大震災の被害を受けた施設又は設備の整備を含むものとする。
- (2) 交付要綱第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。
- (3) 様式第1号の添付資料のうち、特定被災地方公共団体等の当該復旧事業に関する規程又は要綱が整備されていない場合は、当該復旧事業の伺い定め文書の写しをもってこれに代えることができるものとする。

2 財産の処分制限期間について

交付要綱第20条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定めるところによるものとする。

3 補助対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第21条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

ア 以下の要件を満たす処分である場合

- (7) 復旧事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設、（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

- (4) 復旧事業者と同一の特定被災地方公共団体等（市町村の場合、市町村の属する県を含む。）及び特定被災地方公共団体等の連携主体への無償による転用であること。

イ 現に補助金が交付又は交付決定されている復旧事業において、地域の情報格差を

是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、復旧事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該復旧事業者以外の者に利用させる場合

5 その他

- (1) 交付要綱に定める様式第1号から様式第12号までの用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。
- (2) 交付要綱第24条で定める「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるもの」とは、令和2年総務省告示第31号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び第26条の3の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示）をいう。

別紙

交付要綱別表の各項の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- (1) 接地線
- (2) 屋外照明施設
- (3) マンホール
- (4) 空調設備
- (5) 監視設備
- (6) 消火設備
- (7) 水道施設
- (8) 貯水タンク
- (9) ろか器
- (10) 洗面・手洗施設
- (11) モニターテレビ
- (12) 修理工具
- (13) 仮眠施設
- (14) 地下埋設備
- (15) 構内柱
- (16) 航空標識灯設備
- (17) ゴーストキャンセラー
- (18) 中継用固定無線装置
- (19) 予備送受信機
- (20) (1) から (19) までの掲げるものに類する施設・設備